

広島県告示第五百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林を指定する。

平成二十一年六月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林の所在場所

東広島市河内町河戸字田風呂木一五〇七の五（次の図に示す部分に限る。）、一五〇七の六、一五〇七の七、一五〇七の九、一五〇七の一〇、一五〇七の一、一五〇七の一二、字上山一五〇八、一五四二、一五七二の一、一五七三の一、一五七三の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。〕